

病院・診療所の取扱いについて

合併協定項目 C - 8 病院・診療所の取扱いについて次のとおり提案する。

平成 16 年 11 月 9 日

風連町・名寄市合併協議会
会 長 島 多 慶 志

その他必要な協議項目	C - 8	病院・診療所の取扱いについて
<p>1 医療施設と提供機能及び医療体制については、現行のまま維持存続し、新市に引き継ぐ。</p> <p>2 市立病院と診療所間の機能連携の強化に努める。</p> <p>3 将来は市立病院の分院化の調整を図る。</p> <p>4 保健、福祉及び介護保険事業並びに関係機関とも連携し、市民から信頼・安心される地域医療体制の充実を図る。</p> <p>5 会計については、市立病院と名寄東病院は公営企業法による 1 つの会計とし、診療所会計は現状のまま引き継ぐ。</p> <p>6 文書料については、合併時まで名寄市の例により統一する。</p>		

平成 年 月 日確認

風連町・名寄市合併協議会